

業務従事者講習を受講しましょう！

「営業者」は、クリーニング業法により、従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（1に満たない場合は1）の者を選び、3年を超えない期間ごとに、都道府県知事が指定した講習を受けさせなければなりません。（クリーニング業法第8条の3）

令和4年度の講習受講対象は、クリーニング所および取次店で業務に従事している方で、前回受講してから3年以上経過している方（**最終受講が令和2年3月31日まで**）。

また、従事者が複数いる場合は、1店舗毎に原則5名につき1名。**若しくは講習を一度も受講していない方**です。…… 別添参照（研修・講習の必要受講人数について）

※ 従事者数により受講対象者の数が異なりますので、ご不明な方は当指導センターまでお問い合わせください。

このたび、令和4年度の講習について、神奈川県知事の指定を受けた（公財）全国生活衛生営業指導センター（以下「全国センター」という。）からの委託を受け、当指導センターが開催しますのでご案内いたします。**開催案内は、別添**をご覧ください。

講習受講修了者には、修了証書および修了済みステッカーが交付され、全国センターを通じて、修了者名を神奈川県知事に報告いたします。

<申込先・問合せ先>

公益財団法人 神奈川県生活衛生営業指導センター

〒231-0005 横浜市中区本町3-24-2 ニュー本町ビル内

TEL 045-212-1102 / FAX 045-212-1453

E-Mail : kanagawacenter@seiei.or.jp 担当者：桑山

◆◆◆◆◆【新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止について】◆◆◆◆◆

会場での受講を希望される方は、次のことについてご確認をお願いします。

1. 受講当日、会場に來られる方及び同居するご家族の方が、発熱・風邪等の症状がある場合は、來場を控えてください。
2. マスクの着用をお願いします。

◆ 会場での受講について、状況により入場制限等を行う場合があります。

なお、開催の内容に変更等がある場合は、当センターのホームページに掲載いたします。当センターとしても感染防止に努めますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。